新潟県条例第56号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　（略） (5) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (6) 保有特定個人情報　行政文書に記録された特定個人情報をいう。 (7)　（略） (8)　（略）	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）
（利用及び提供の制限） **第10条**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(7)　（略） ２　（略）	（利用及び提供の制限） **第10条**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(7)　（略） ２　（略）
（特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそ	

れがあると認められるときは、この限りでない。	
（特定個人情報の提供の制限） **第10条の３**　実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。	
（提供先に対する措置の要求） **第12条**　実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。	（提供先に対する措置の要求） **第12条**　実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。
（開示請求） **第15条**　（略） ２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	（開示請求） **第15条**　（略） ２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
（開示請求の方法） **第16条**　開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (3)・(4)　（略） ２　開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 ３　（略）	（開示請求の方法） **第16条**　開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (3)・(4)　（略） ２　開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 ３　（略）
（保有個人情報の開示義務） **第17条**　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)　（略） (2)　開示請求者（第15条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第４号、次条	（保有個人情報の開示義務） **第17条**　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)　（略） (2)　開示請求者（第15条第２項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本

第２項並びに第23条第１項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(7)　(略)	人をいう。次号及び第４号、次条第２項並びに第23条第１項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (3)～(7)　(略)
(開示の実施及び方法) **第24条**　(略) ２　実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示する場合には、開示を受ける者が当該保有個人情報の本人又はその代理人であることの確認を実施機関が定める手続により行うものとする。 ３　(略)	(開示の実施及び方法) **第24条**　(略) ２　実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示する場合には、開示を受ける者が当該保有個人情報の本人又はその法定代理人であることの確認を実施機関が定める手続により行うものとする。 ３　(略)
(訂正請求の方法) **第28条**　訂正請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　(略) (3) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　(略) ２～４　(略)	(訂正請求の方法) **第28条**　訂正請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　(略) (3) 法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　(略) ２～４　(略)
(利用停止請求) **第33条**　何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略) ２　第15条第２項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。 ３　第１項の規定による利用停止の請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。	(利用停止請求) **第33条**　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略) ２　第15条第２項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。)について準用する。 ３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(保有特定個人情報の利用停止請求) **第33条の２**　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	

(1) 第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき　当該保有特定個人情報の提供の停止 ２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。	
（利用停止請求の方法） **第34条**　第33条第１項又は前条第１項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　（略） ２・３　（略）	（利用停止請求の方法） **第34条**　利用停止請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　（略） ２・３　（略）
（他の法令等との調整等） **第51条**　（略） ２　実施機関は、他の法令等（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第24条第３項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ３・４　（略）	（他の法令等との調整等） **第51条**　（略） ２　実施機関は、他の法令等（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第24条第３項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ３・４　（略）

第２条　新潟県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6) 情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第32条において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。 (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） （特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　（略） （情報提供等記録の利用の制限） **第10条の３**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。 **第10条の４**　（略） （事案の移送） **第22条**　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　（略） （事案の移送） **第31条**　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が第22条第３項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） （特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　（略） **第10条の３**　（略） （事案の移送） **第22条**　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　（略） （事案の移送） **第31条**　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第22条第３項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけれ

に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	ばならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（保有個人情報の提供先への通知） **第32条**　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第７号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（保有個人情報の提供先への通知） **第32条**　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
（保有特定個人情報の利用停止請求） **第33条の２**　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2)　（略） ２　（略）	（保有特定個人情報の利用停止請求） **第33条の２**　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2)　（略） ２　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は平成28年１月１日から、第２条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。